平成２７年（フ）第４５４号
神奈川県座間市明王15番地の６
債務者　吉川　　昇
１　決定年月日時　平成27年12月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第４６０号
相模原市南区旭町18番８号　ＹＭハイツ101
債務者　山本　則夫
１　決定年月日時　平成27年12月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２１５号
千葉県成田市加良部１丁目17番地（２棟105号）
債務者　出津　順子
１　決定年月日時　平成27年12月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第２５３号
千葉県印旛郡酒々井町東酒々井６丁目６番（４棟301号）
債務者　山中　順子
１　決定年月日時　平成27年12月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第３２９号
相模原市南区大野台３丁目22番21号
債務者　小川　シヅ
１　決定年月日時　平成27年12月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第４０８号
神奈川県座間市さがみ野２丁目５番17号　メゾンさがみ野306号
債務者　島村　　隆
１　決定年月日時　平成27年12月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第４３５号
神奈川県座間市広野台１丁目42番36―204号　リバティパレス相武台前
債務者　崎村　啓二
１　決定年月日時　平成27年12月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第４６４号
神奈川県座間市入谷５丁目1954番地　アーバンヒルズ201号
債務者　安島　信広
１　決定年月日時　平成27年12月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第４６５号
神奈川県座間市緑ケ丘５丁目６番36号　ダイコービル301号
債務者　熊澤恵梨香（旧姓中野）
１　決定年月日時　平成27年12月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第４６６号
相模原市中央区上溝2170番地１　アクセスプラザ相模原106
債務者　迫田　香治
１　決定年月日時　平成27年12月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第４９５号
相模原市緑区原宿４丁目15番13号　グランディール105
債務者　平野　修一
１　決定年月日時　平成27年12月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第５６号
岩手県奥州市水沢区真城字大檀75番地２　コーポグッドウィン　Ｋ号室、旧住所　岩手県奥州市水沢区神明町１丁目６番21号　３号棟
債務者　石垣　美子
１　決定年月日時　平成27年12月17日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２７年（フ）第３４０号
愛知県岡崎市鴨田町字荒子18番地　リベルテコートＹ’Ｓ202
債務者　竹株　直樹
１　決定年月日時　平成27年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第３０号
京都府福知山市字前田2331番地　府営小松ヶ丘団地１棟101号、前住所京都府福知山市字牧170番地
債務者　石本みゆき
１　決定年月日時　平成27年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２７年（フ）第３２３号
和歌山市善明寺615番地27　公団鳴滝団地22―305号
債務者　髙松　真一
１　決定年月日時　平成27年12月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３２９号
和歌山市三沢町３丁目８番地２　三沢第９団地210号
債務者　硯　　操
１　決定年月日時　平成27年12月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３４３号
和歌山県岩出市吉田392番地の８（１棟１―103号）
債務者　奥山美枝子（旧姓花田）
１　決定年月日時　平成27年12月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係